

## 香川県共同募金会目標額設定基準

### 1 募金目標額

#### (1) 一般募金目標額

広域募金目標額、地域募金目標額の合計額とし、市町共同募金委員会（以下「市町委員会」という。）が作成した共同募金推進計画を踏まえ、香川県共同募金会（以下「県共募」という。）が定める。

#### (2) 歳末たすけあい募金目標額

市町委員会が作成した共同募金推進計画を踏まえ、県共募が定める。

#### (3) 市町委員会ごとの目標額

一般募金については、県共募より示された広域募金目標額と共同募金推進計画に記述した地域募金目標額の合計額とし、歳末たすけあい募金については、共同募金推進計画に記述した額とする。

市町委員会ごとの算定方法は次による。

##### ① 広域募金目標額

イ 広域募金目標額は、前年度の募金実績や助成希望等を勘案し、県共募が定める。

ロ 目標額の基礎となる広域助成計画の枠組は、社会福祉施設等整備事業、広域福祉活動事業、小規模作業所等整備事業、先駆的・開拓的活動支援事業、孤立防止対策活動支援事業、地域福祉事業支援助成事業、災害等準備金積立金事業、災害見舞金交付事業、共同募金運動推進事業とする。

ハ 市町委員会ごとの広域目標額は、人口（45%）・世帯数（45%）・市町村民税調定額（10%）により按分して算定する。

ニ 上記ハの市町委員会ごとの広域目標額の基礎となる人口及び世帯数は、原則として5年ごとの国勢調査の結果を活用し、市町村民税の調定額はその時点で直近のものを用いる。

##### ② 地域募金目標額

イ 地域募金目標額は、助成要望に基づく助成計画及び募金計画で構成される共同募金推進計画をとりまとめ、県共募の承認を経て市町委員会が設定する。

ロ 目標額の基礎となる地域助成計画の枠組は、地域福祉推進事業、小地域福祉活動事業及び地域福祉活動支援事業とする。

##### ③ 歳末たすけあい募金目標額

助成要望に基づく助成計画及び募金計画で構成される共同募金推進計画をとりまとめ、県共募の承認を経て市町委員会が設定する。

### 2 募金額の調整

目標額に対し募金実績額が超過した場合は、地域募金において調整する。

また、募金実績額が目標額を下回った場合は、県共募と市町委員会が協議のうえ調整する。

### 3 実施時期 平成28年4月1日